

消費者教育に関する実態調査
報告書

平成28年12月

大分県県民生活・男女共同参画課

目次

1	趣 旨	1
2	目 的	1
3	現 状	1
4	調査内容	1
5	回答者	1
6	対 象	1
7	調査方法	1
8	調査日程	1
9	調査結果	1
10	回収結果	1
11	結果概要	1
12	集計結果		
問2.	消費者教育推進法についてご存じですか？	2
問3.	「消費者市民社会」という概念についてご存じですか？	2
問4.	「消費者教育」を意識して授業を行っていますか？	2
問5.	これまでにどの教科・領域で消費者教育を行いましたか？	3
問6.	契約やもの・金銭の使い方などに関する消費者教育のための講座で、県から講師が派遣される出前講座があれば利用しますか？利用しないと回答した場合は理由を教えてください。	4
問7.	消費者教育を行う上で、困っていることを教えてください。	5
問8.	消費者教育を行う上で、授業等で実際に使用している教材を選んでください。	6
問9.	消費者教育に関する教材や出前講座で、希望するテーマを選んでください。	7
問10.	消費者教育に関する教材（パンフレット、DVD等）の貸出し、または配布を県が無料で行う場合、希望しますか？	8
参考	アンケート様式	9

- 1 趣旨： 平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行されたことにより、学校、地域、家庭、職域（職場）などにおいて消費者教育の重要性が高まり、消費者自ら消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践力を育むことがこれまで以上に必要になっている。
県としても、この法律の趣旨を踏まえ、消費者、教育現場、消費者団体、事業所などと連携して消費者教育をより一層推進するため、現状や求められる政策ニーズを把握することを目的に調査を実施するもの。
- 2 目的： 学校で消費者教育を推進していく上で、県ができることは何かを検討する材料としたい。
- 3 現状： 消費者教育に関する内容については、学習指導要領に記載されており、実施されていることになっているものの、「消費者教育」という言葉は記載されていないため、現場教員に消費者教育を実施しているという意識が希薄である。
- 4 調査内容
 - ・消費者教育の実態
 - ・推進のために何が役にたつのか
 - ・教材や出前講座等現場が必要としているものは何か など
- 5 回答者： 消費者教育に携わっている教員
- 6 対象： 大分市内小学校（対象60校）、国立・私立小学校（2校）
- 7 調査方法： 県より大分市教育委員会学校教育課へ依頼後、大分市内小学校へアンケート配布。
県が直接回収。
- 8 調査日程： 10月初旬にアンケート配布
- 9 調査結果： 消費者教育に関する連絡会議メンバー、大分市教育委員会、大分市市民協働推進課、協力いただいた小学校あてにフィードバックする予定
- 10 回収結果： 51校/62校（回答率：82.2%）
- 11 結果概要

消費者教育推進法を知っていますか。

「法律は知っているが内容までは知らない」と回答した学校は58.0%となっている。次いで「初めて聞いた」が20.0%、「内容を知っている」は22.0%にとどまった。

消費者教育を意識して授業を行っていますか。

消費者教育推進法の内容を知らない学校が8割に達したにも関わらず、「行っている」が78.4%、「行っていない」9.8%、「何が消費者教育なのかわからない」11.8%となった。

どの教科・領域で消費者教育を行っていますか。

「家庭科」（29.1%）、次いで「社会科」（24.7%）、「総合」（17.1%）となっている。

消費者教育を行う上で、困っていることは何ですか。

「授業実践例が少ない」（17.8%）、「活用できる教材が少ない」（16.6%）、「指導時間がない」（13.5%）、「他の優先課題があり取り組めない」（14.1%）、「教員のスキルアップを図る研修などの機会が少ない」（12.3%）となっている。

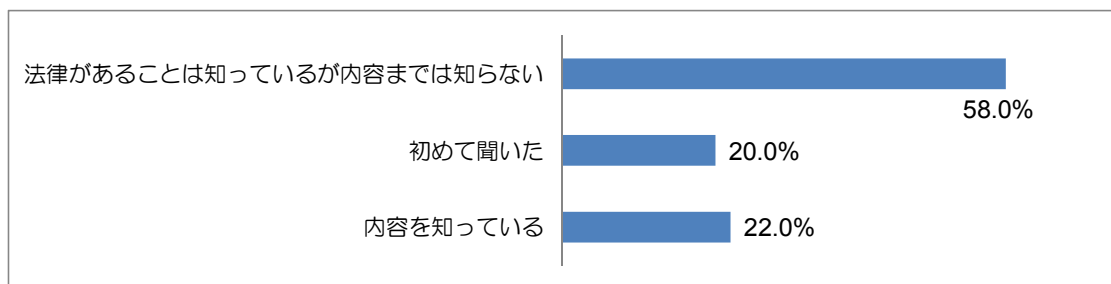
12 集計結果

問2. 消費者教育推進法についてご存じですか？

※以下、構成比はパーセントで表し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。

そのため、合計が100%にならない場合があります。

	回答数	割合
法律があることは知っているが内容までは知らない	29	58.0%
初めて聞いた	10	20.0%
内容を知っている	11	22.0%
合計	50	



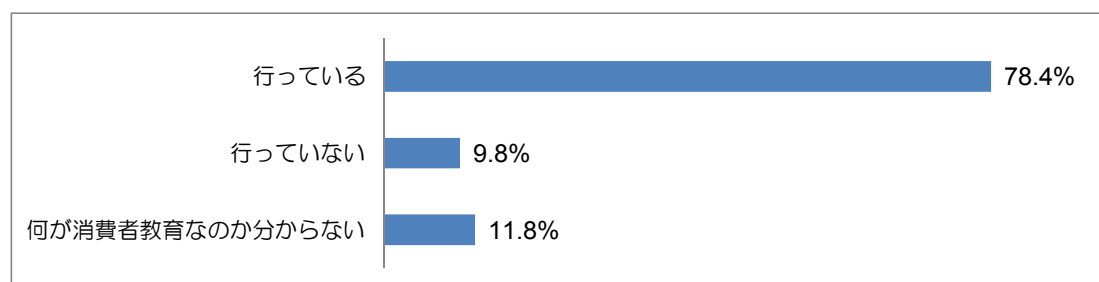
問3. 「消費者市民社会」という概念についてご存じですか？

	回答数	割合
内容は知らないが、聞いたことがある	21	42.0%
初めて聞いた	13	26.0%
内容を知っている	16	32.0%
合計	50	



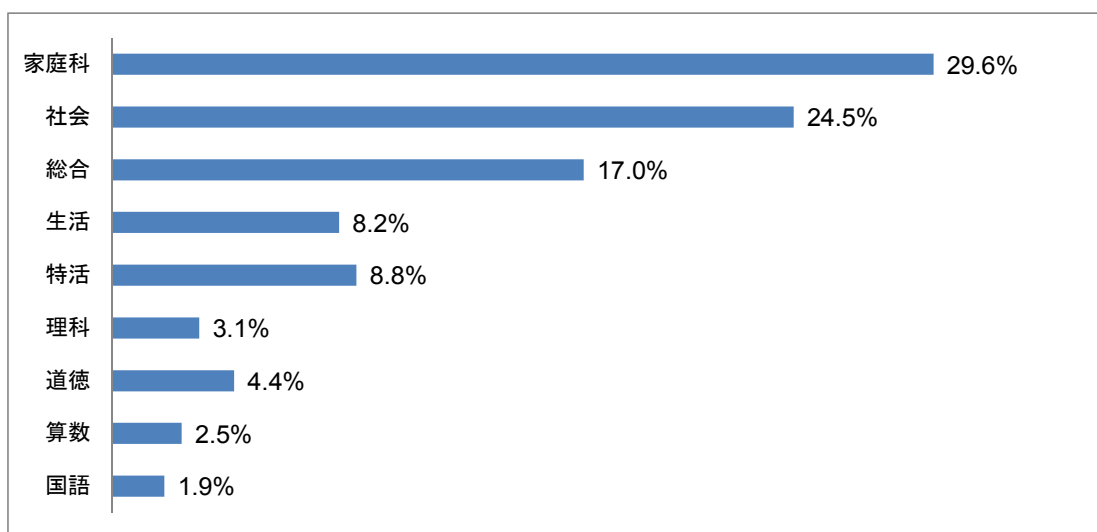
問4. 「消費者教育」を意識して授業を行っていますか？

	回答数	割合
行っている	40	78.4%
行っていない	5	9.8%
何が消費者教育なのか分からない	6	11.8%
合計	51	



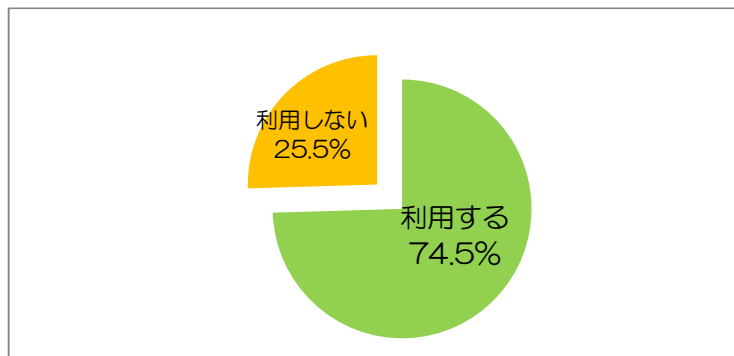
問5. これまでにどの教科・領域で消費者教育を行いましたか？

	回答数	割合
家庭科	47	29.6%
社会	39	24.5%
総合	27	17.0%
生活	13	8.2%
特活	14	8.8%
理科	5	3.1%
道徳	7	4.4%
算数	4	2.5%
国語	3	1.9%
合計	159	



問6. 契約やもの・金銭の使い方などに関する消費者教育のための講座で、県から講師が派遣される出前講座があれば利用しますか？利用しないと回答した場合は理由を教えてください。

	回答数	割合
利用する	38	74.5%
利用しない	13	25.5%
合計	51	

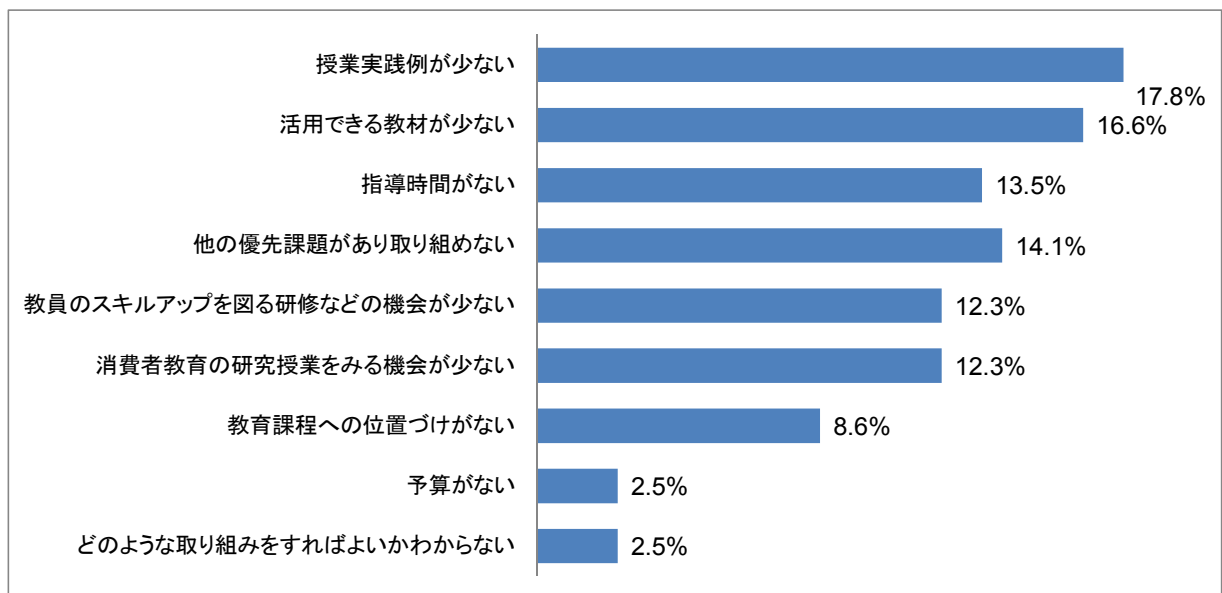


【出前講座を利用しないとした理由】

- 時間的な余裕がない。
- 時間数が厳しい。時間の確保が難しい。
- 講座の内容、時期等がわからないので、回答できません。
- 本年度については他にも様々な講座を入れているので入れられないが、来年度からは考えてみたい。
- 他の教育課程との兼ね合い。
- 授業時間がぎりぎりですら1時間もとれない。
- 現段階ではその時間数を確保する予定がないため。
- 教育課程上の位置づけがない。
- 外部講師を呼んで計画を立てるには時間の余裕がない
- 2年の生活科、3年の総合的な学習の時間や社会科では実際に地域のお店に見学に行き、インタビューなどにより情報収集を行っているが、時間の確保が難しい。
- 教育課程に沿い、校内で実施していく。

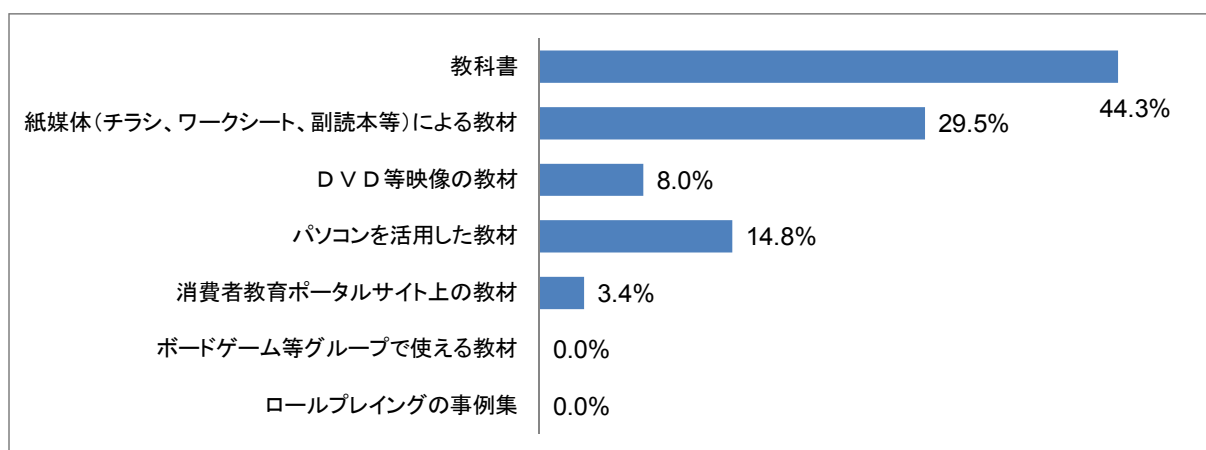
問7. 消費者教育を行う上で、困っていることを教えてください。

	回答数	割合
授業実践例が少ない	29	17.8%
活用できる教材が少ない	27	16.6%
指導時間がない	22	13.5%
他の優先課題があり取り組めない	23	14.1%
教員のスキルアップを図る研修などの機会が少ない	20	12.3%
消費者教育の研究授業をみる機会が少ない	20	12.3%
教育課程への位置づけがない	14	8.6%
予算がない	4	2.5%
どのような取り組みをすればよいかわからない	4	2.5%
合計	163	



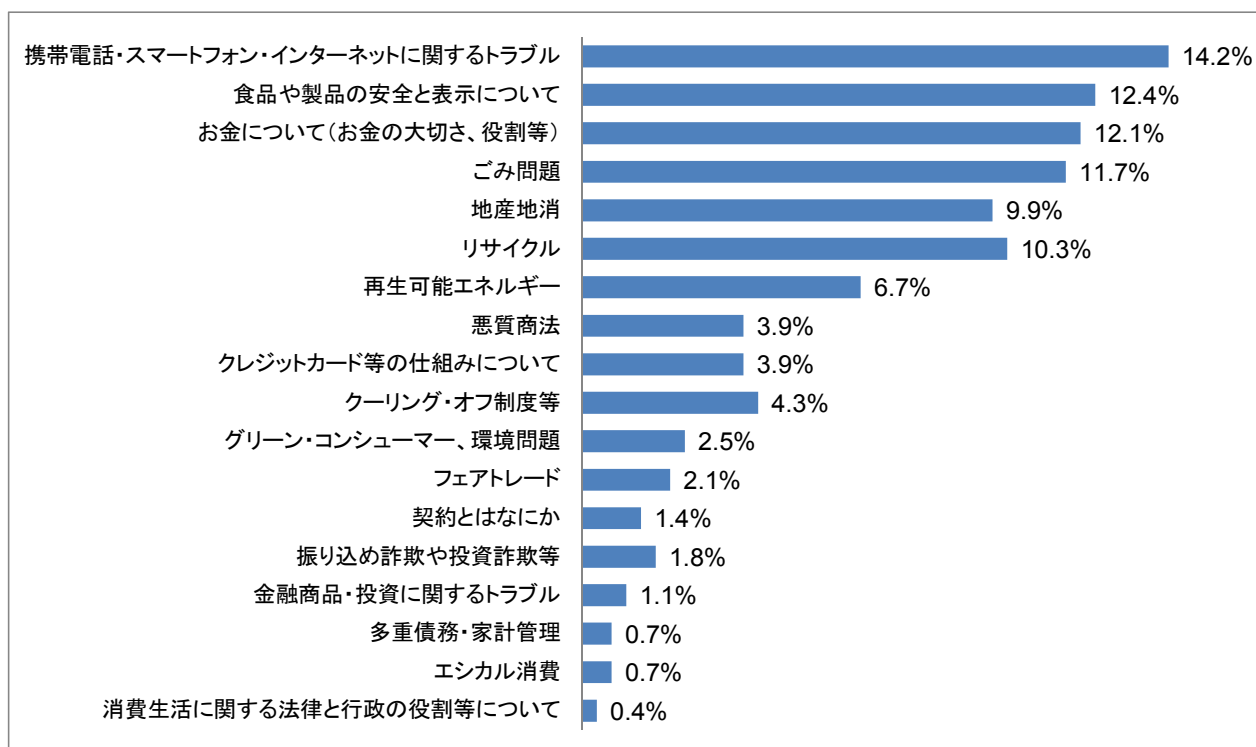
問8. 消費者教育を行う上で、授業等で実際に使用している教材を選んでください。

	回答数	割合
教科書	39	44.3%
紙媒体（チラシ、ワークシート、副読本等）による教材	26	29.5%
DVD等映像の教材	7	8.0%
パソコンを活用した教材	13	14.8%
消費者教育ポータルサイト上の教材	3	3.4%
ボードゲーム等グループで使える教材	0	0.0%
ロールプレイングの事例集	0	0.0%
合 計	88	



問9. 消費者教育に関する教材や出前講座で、希望するテーマを選んでください。

	回答数	割合
携帯電話・スマートフォン・ネットに関するトラブル	40	14.2%
食品や製品の安全と表示について	35	12.4%
お金について（お金の大切さ、役割等）	34	12.1%
ごみ問題	33	11.7%
地産地消	28	9.9%
リサイクル	29	10.3%
再生可能エネルギー	19	6.7%
悪質商法	11	3.9%
クレジットカード等の仕組みについて	11	3.9%
クーリング・オフ制度等	12	4.3%
グリーン・コンシューマー、環境問題	7	2.5%
フェアトレード	6	2.1%
契約とはなにか	4	1.4%
振り込み詐欺や投資詐欺等	5	1.8%
金融商品・投資に関するトラブル	3	1.1%
多重債務・家計管理	2	0.7%
エシカル消費	2	0.7%
消費生活に関する法律と行政の役割等について	1	0.4%
合 計	282	



問10. 消費者教育に関する教材（パンフレット、DVD等）の貸出し、または配布を県が無料で行う場合、希望しますか？

	回答数	割合
希望する	45	90.0%
希望しない	5	10.0%
合計	50	

【その他消費者教育に関する意見、要望】

- 新しく施行された法律について、わかりやすく説明した資料かパンフレット等があれば提示してほしい。
- 無料で出前講座や教材の貸出し等があれば大変助かる。
- パンフレットの配布を希望したい。
- 授業に役立つ教材や実践例があるとよい。
- 子ども達が金銭について正しい判断ができるよう、分かりやすく指導する必要があると思うので、それに向けての対応をお願いしたい。
- フェアトレードやエシカル教育などの情報を広められたらいいと感じている。
- アンケートに答えながら、何気なく消費者教育ということはしているのかもしれないが、これをしっかりと位置づけていかないといけないのかはまだよくわからない。
- 各学校にどの教科のどの場面で具体的にどのような授業ができるのかわかる冊子などがあると、現在行っている授業を消費者教育という観点から再思考することができると思う。
- 消費者教育に関する教材など、学年に応じた内容で、授業の中で短時間でも取り組めるものがあると行いやすい。
- 子どもたちがこれから生活していく社会は、様々な課題があるが、小学校の6年間を見通し子どもの実態に応じた消費者教育ができていければと考えている。資料等があればみてみたい。

アンケートにご協力いただき有難うございました。
調査結果は、今後、消費者教育行政に活用させていただきます。

【小学校】消費者教育に関する実態調査

平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行されたことにより、学校などにおいて消費者教育の重要性が高まり、消費者自らが消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践力を育むことがこれまで以上に必要になっています。県としましても、この法律の趣旨を踏まえ、関係機関と連携して消費者教育をより一層推進するため、現状や求められる政策ニーズを把握することを目的に調査を実施するものです。

※消費者教育とは、

- ・自らの消費が、環境、経済等幅広い分野で、他者に影響を及ぼすことを理解し、適切な商品やサービスの選択について学習すること。
- ・持続可能な社会の実現に向けて、多くの人々と協力して取り組むことを学習すること。
- ・消費者が、個々の消費者の多様性を尊重しつつ主体的に社会参画し、他者と協働して消費生活に関する諸課題の解決のために取り組むことを学習すること。
- ・商品の安全性に関する表示等を確認し、危険を回避することを学習すること。
- ・商品等による事故が生じた際、事業者に対して適切な行動がとれよう学習すること。
- ・適切な情報収集と選択により、自らの生活管理と健全な家計運営ができるよう学習すること。
- ・契約締結による権利や義務を理解でき、違法・不公正な取引や勧誘に気付き、トラブルの回避などについて適切な行動がとれるよう学習すること。
- ・情報の収集・発信を消費生活の向上に役立て、個人情報管理や知的財産保護等、メディアリテラシーを身に付け、活用できるよう学習すること。

問1. 学校名、学級数、回答者についてお答えください。

- (1) 学校名 ()
- (2) 学級数 ()
- (3) 回答者 (職名 氏名)
- (4) 連絡先 ()

問2. 平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行されましたが、この法律についてご存じですか。

- 内容を知っている
- 法律があることは知っているが内容までは知らない
- 初めて聞いた

問3. 「消費者市民社会」という概念についてご存じですか？

- 内容を知っている
- 内容は知らないが、聞いたことがある
- 初めて聞いた

※消費者市民社会とは

消費者自らが、現在および将来の世代にわたって社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚して消費行動をする社会。また、その消費者の行動により公正で持続可能な社会の形成に進んで参画する社会を指す。

私たち消費者一人一人には、このような消費者市民社会の構築に向けて、消費が持つ影響力を理解し、持続可能な消費を実践し、主体的に社会参画・協働していくことが求められています。

問4. 「消費者教育」を意識して授業を行っていますか？

- 行っている
- 行っていない
- 何が消費者教育なのか分からなかった

問5. これまでにどの教科・領域で消費者教育を行いましたか？

※あてはまるもの全てに○をつけてください。

国語 社会 生活 理科 算数 音楽 図工 家庭科

体育 特活 道徳 外国語 総合

問6. 契約やもの・金銭の使い方などに関する消費者教育のための講座で、県から講師が派遣される出前講座があれば利用しますか？利用しないと回答した場合は理由を教えてください。

- 利用する
- 利用しない（理由 _____）

問7. 消費者教育を行う上で、困っていることを教えてください。

※あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 教育課程への位置づけがない
- 活用できる教材が少ない
- 指導時間がない
- 予算がない
- 教員のスキルアップを図る研修などの機会が少ない
- 授業実践例が少ない
- 消費者教育の研究授業をみる機会が少ない
- 他の優先課題があり取り組めない
- どのような取り組みをすればよいかわからない
- その他（ _____ ）

消費者教育に関する実態調査

報告書

平成28年12月

発行 大分県県民生活・男女共同参画課
〒870-0037 大分県大分市東春日町1-1
電話 097-534-2038
メール oita-shouhi@pref.oita.lg.jp
URL <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>